

あなたは大丈夫？ 悪質商法にご注意を！

誰もが被害者となる可能性がある悪質商法。市に寄せられる相談からも、その手口が多様化、巧妙化していることが分かります。

悪質商法から身を守るためにはどうすれば良いか。被害を未然に防ぐためのポイントなどを紹介します。

クーリング・オフ制度 を知ろう！

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売などで締結した契約を解除することができる制度です。

クーリング・オフをした場合、支払った金額は全額返金されます。契約書に「キャンセル料」や「違約金」について書かれていても、これらを一切支払う必要はありません。「不要な物だった」「だまされた」と気付いたときに、この制度は有効です。

ただし、自ら店舗に向向く、または通信販売で購入した場合は、この制度は利用できません。健康食品や化粧品などを開封した場合も同様です。クーリング・オフができる期間は、取り引きの形態によって異なります。詳しくは、相談センターへお問い合わせください。

被害を防ぐために

出前講座 好評実施中！

相談センターでは、悪質商法による被害や契約トラブルを未然に防ぐため、相談員が地域に伺い、その方法を分かりやすく説明する「出前講座」を行っています。講話だけでなく、寸劇やDVD上映などの楽しい講座で、トラブル防止のポイントを紹介し

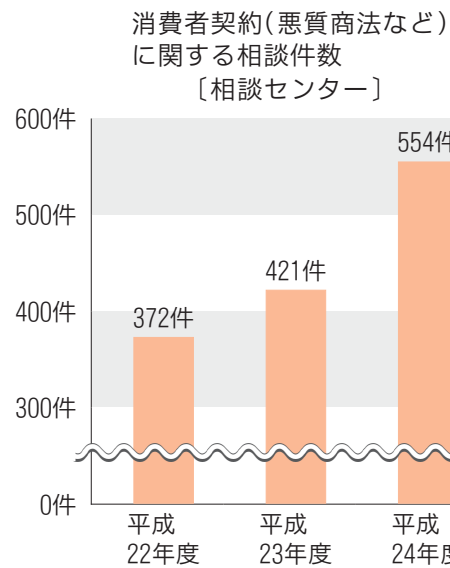
ます。町内会や老人クラブ、地域の皆さんの集

悪質商法に関する 相談件数が増えています

私たちの身の回りにはさまざまな商品やサービスがあふれ、暮らしを豊かにしてくれています。しかしその一方で、それらをめぐり、悪質商法などのトラブルに巻き込まれるケースが後を絶ちません。

昨年度、花巻市市民生活総合相談センター（以下「相談センター」と言います）に寄せられた、消費者契約（悪質商法など）に関する相談件数は554件。60歳以上の方を中心に増加傾向にあり、2年前の相談件数より182件（48.9%）増加しています（左表参照）。

年々増え続ける悪質商法に関する相談。トラブルに遭っても全ての人が相談しているとは限りませんので、実際の被害はさらに多いものと推測されます。



会などで、ぜひご利用ください。講座の開催は無料です。

「おかしな」「だまされた」と思ったら

すぐに相談センターに相談してください。消費生活に関する相談のほか、市民の皆さんの困り事などに、常時5人の相談員が応じています。

ご利用の際は、電話または直接窓口へお越しください。相談料は無料。相談は個室で行われ、秘密は厳守されます。

※弁護士や司法書士、行政書士による相談会も定期的に開催しています。日程など詳しくは、「広報はなまき」(今号は6ページ)やエフエム・ワンでお知らせします

ご相談はこちらへ



市民生活総合相談センター

電話 24-2111(内線259・459・460・461)

相談日 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時30分

場所 花巻市役所本庁(新館1階)

あなたをねらう こんな手口に要注意！

事例1 電話勧誘

「注文のあった健康食品を代金引換で送る」と電話があったのですが…

「注文した覚えはない」と伝えても、「確かに注文している。支払わないと訴える」と脅され、実際に商品が届けられるなど、強引な送りつけ商法が横行しています。

▼商品を受け取らない！

注文していなくても、代金を支払い受け取ってしまった商品は、たとえ未開封でも返品は容易にはできません。商品が届いても安易に受け取らないようにしましょう。



事例2 訪問販売

新聞の勧誘員が「頼むからお願います」と頭を下げてきたのですが…

「今取っている新聞で充分」と断っても、泣き落としをかけたきたり、すごんでみたり、強引な勧誘をされたという相談が寄せられています。

▼きっぱり断る！

必要がなければ安易に契約しないようにしましょう。クーリング・オフ(次ページ上参照)ができる期間は8日間です。それを過ぎると期間が決まっている購読契約は途中でやめることが難しいので注意が必要です。



事例3 催眠商法

洗剤やドリンクがタダでもらえるから…

日用品を無料で配ったりしながら、巧みな話術で会場を盛り上げて、最後には高価な商品を買わせる商法です。

▼販売会場には、行かない！

誘われても会場に行かないようにしましょう。タダで物がもらえても、最後には高価な商品を買わされます。タダより高いものはありません。気を付けましょう。



事例4 出会い系サイト

パソコンに「1200万円あげる」とメールが届き、信じたのですが…

「お金をあげる」などのメールから有料サイトに誘導され、相手の巧妙な言葉を信じてやり取りするうちに、高額な利用料を支払ってしまったという相談が増えています。高齢者の被害も報告されています。

▼「お金をあげる」はウソ！

このような事例では、だまされたと証明することは難しく、支払ってしまったお金を取り戻すことも困難です。ネット上の見知らぬ相手を簡単に信用しないようにしましょう。

